平成２３年（フ）第４２１号
東京都八王子市元本郷町１丁目17番４号サンハイツ201号
債務者　廣田　博美
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第３４１９号
福岡市西区石丸３丁目８番１号
破産者　合庭九州男
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７号
静岡県下田市白浜1478番地
破産者　有限会社アクセススカイ蒼海
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第２９２４号
福岡市中央区大手門１丁目１番１号
破産者　株式会社アイ・ピー・エス
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８４２号
福岡市中央区浄水通５―10マギービル浄水、商業登記簿上の本店所在地福岡市中央区浄水通８番地24
破産者　有限会社メイコーポレーション
1　決定年月日　平成23年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９５９号
仙台市太白区中田６丁目８番３号
破産者　有限会社瑞穂建匠
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８６０号
栃木県宇都宮市横田新町４番18号
破産者　株式会社ピー・ジェイ
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９５６号
栃木県宇都宮市清原台４丁目24番９号
破産者　小田野　正
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８号
栃木県宇都宮市下小倉町1571番地
破産者　村上　光靖（旧姓壁）
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５４号
栃木県さくら市馬場1006番地８、前住所茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町176番地１　パルスグランレジオ605号室
破産者　被補助人　金井　　真
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６１号
栃木県宇都宮市板戸町4549番地、前住所栃木県宇都宮市道場宿町791番地
破産者　鈴木　　緑
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０９号
栃木県小山市城山町１丁目３番26号
破産者　株式会社ＩＴＢＳ
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７０７号
埼玉県春日部市大場244番地５―107号
破産者　有限会社東阪サービス
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
埼玉県秩父市中宮地町14番２号
破産者　有限会社藤井
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
新潟県魚沼市佐梨886番地４
破産者　有限会社ウィズ
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
静岡県伊豆市小下田1870番地の１
破産者　有限会社野田組
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第３２１号
三重県津市藤方1231番地
破産者　株式会社宝屋
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第３２２号
三重県津市柳山津興376番地２　サーフサイドサンシャインＳ101
破産者　飯場　高興
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第３２３号
三重県津市柳山津興376番地２　サーフサイドサンシャインＳ101、前住所三重県津市藤方827番地１
破産者　飯場　　仁
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４７号
三重県津市広明町418番地１
破産者　株式会社トップハウス
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３６３号
三重県津市美杉町八知6188番地
破産者　中川　憲一
1　決定年月日　平成23年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係